公益社団法人愛知県臨床検査技師会　臨床検査パネル貸出規則

平成30年10月3日施行

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「本会」という）所有の臨床検査パネル（以下パネル）の管理と円滑な有効利用を図ることを目的とする。

（貸出基準）

第２条　次の各項のいずれかに該当するものは、会長の許可を得たのち借用することができる。ただし、借用希望が複数以上の場合は(1)を優先する。

(1)　本会の各地区、各研究班等および会員

(2)　各都道府県臨床衛生検査技師会

(3)　関係医療諸団体等

（管理責任者）

第３条　パネルの貸出、保管に関しては、管理責任者を置くものとする。

２　管理責任者は、会長が任命し、理事会に報告する。

（貸出等の方法）

第４条　貸出および返却は、以下の各項の手続きを経る。

(1)　パネルの貸出を受けようとするものは、使用の2ヶ月前までに「借用願」に所定の事項を記入し、会長に提出し、使用許可を得る。

(2)　パネル使用後は、速やかに返却する。なお、返却に際しては、本会の管理責任者にパネルの点検を受けたのち、受領印を受ける。

(3)　使用期間中の汚損、破損等の事故には、使用者が責任を負い速やかにその実費を弁済する。

(4)　パネル運搬等に必要な諸経費は、使用者の全額負担とする。

（その他）

第５条　パネル内容の改編および本会の名称・協賛社名の削除、隠蔽は認めない。

（雑則）

第６条　この規則は、理事会の議決を得なければ改廃することができない。

第７条　この規則に定めるほか必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規則は、平成30年10月3日から施行する。

臨床検査パネル借用願

 令和　　年 月 日

公益社団法人愛知県臨床検査技師会

会長 殿

申請者

所 属

氏 名 　 印

貴会所有の臨床検査パネルの借用を下記のように申請します。

なお、使用に当たっては、貴会の「パネル貸出規則」を尊守いたします。

|  |
| --- |
| 使用責任者名 印所属施設名等 　　・電話（ ） － 　　　　　・ Fax（ ） －同 所在地 〒 |
| 使用目的・使用台数 |
| 使用期間（貸出日～返却日）　 令和　　年 月 日（　　）　　　　時　　　分から　 令和　　年 月 日（　　）　　　　時　　　分までの　　　　 日間 |
| 上記、借用申請のあった本会所有の臨床検査パネルの使用を許可いたします。　 令和　　　年 　 月 　日公益社団法人愛知県臨床検査技師会　　会長 　　　　　 印 |

申請者→事務所→庶務部長→理事会審議→庶務部（事務所、コピー保管）→申請者